

令和３年度 茅ヶ崎市特定施設入居者生活介護事業者選定基準

１．一次審査（書類審査）

特定施設入居者生活介護の事業の実施を希望する事業者から提出された応募書類を、次の基準により審査する。

評価項目		評価基準
応募者について		
1	地域性	茅ヶ崎市内で、（地域密着型）特定施設入居者生活介護の運営実績が１０年以上ある。（令和３年７月３０日時点）
		茅ヶ崎市内で、（地域密着型）特定施設入居者生活介護の運営実績が５年以上ある。（令和３年７月３０日時点）
2		本店又は主たる事務所の所在地が茅ヶ崎市内である。
3	資産状況	直近２年分の貸借対照表その他これに準ずる書類において、債務超過になっていない。
		２年前は債務超過だったが、直近１年分の貸借対照表その他これに準ずる書類において、債務超過になっていない。
		法人としての実績が２年未満のため、直近１年分の貸借対照表その他これに準ずる書類において、債務超過になっていない。
4	収支状況	直近２年分の損益計算書で、収支が黒字である。
		２年前は赤字だったが、直近１年分の損益計算書では収支が黒字である。
		法人としての実績が２年未満のため、直近１年分の損益計算書で、収支が黒字である。
立地条件について		
5	事業計画地	当該地が自己所有である、又は自己所有となることを証する書面の提出がある。
		当該地において賃貸借契約により事業を運営する予定であり賃借することを証する書面の提出がある。（契約書等、任意様式）
6	災害対策	事業計画地より半径５００メートル未満に災害対策地区防災拠点又は広域避難場所がある。
		事業計画地より半径５００メートル以上７００メートル未満に災害対策地区防災拠点又は広域避難場所がある。
		事業計画地より半径７００メートル以上１キロ未満に災害対策地区防災拠点又は広域避難場所がある。
7		事業計画地が洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域及び津波浸水想定区域にない。
8	利便性	事業計画地より半径５００メートル未満に鉄道駅がある。
		事業計画地より半径１００メートル未満にバス停がある。
建物の規模・構造及び設備について（既存部分も含む）		
9	トイレ	居室ごとに設置されている。
10	浴室	居室ごとに設置されている。
11	休憩室	職員の休憩用（仮眠等が可能なスペース）に供する専用の部屋が設置されている。（事務室及び会議室等と兼用は不可。）
12		職員用のロッカールーム又は更衣室が設置されている。（専用に限る。他の部屋との兼用は不可。）
13	居室	増床部分において、夫婦利用可能な部屋が確保されている。
14	エレベーター	ストレッチャーの対応が可能なエレベーターが設置されている。
施設運営について		
15	法令等遵守	当該事業所での市町村、都道府県、国が実施した指導又は監査（直近のもの）において、文書による指導事項がない。
		当該事業所での市町村、都道府県、国が実施した指導又は監査（直近のもの）において、文書による指導事項があるが、指摘事項を改善している。
16	協力医療機関	協力医療機関（予定を含む）が事業計画地と同一のサービス基盤圏域に複数存在する。また、医療連携が確実に行われることを証する書面がある。（同意書、覚書等）
		協力医療機関（予定を含む）が事業計画地と同一のサービス基盤圏域に存在する。また、医療連携が確実に行われることを証する書面がある。（同意書、覚書等）
		協力医療機関（予定を含む）が事業計画地と異なるサービス基盤圏域に複数存在する。また、医療連携が確実に行われることを証する書面がある。（同意書、覚書等）
17	生活保護	生活保護法第５４条の２の指定を受けている。（令和３年７月３０日時点）
その他について		
18	食事	食事は個別対応が可能である。
19	衛生管理	当該事業所内の衛生管理マニュアルが作成されている。

２．二次審査（ヒアリング審査）

特定施設入居者生活介護の事業の実施を希望する事業者が次に掲げる項目についてプレゼンテーションを行い、これに基づきヒアリング審査を行う。

- 介護サービス事業における運営の理念及び方針について
- 土地建物及び設備について
- 地域との連携及び地域貢献について
- 緊急時（事故、非常災害及び感染症等の発生時）に関する取組について
- 利用者に対する介護等について
- 職員の配置計画について
- 職員の処遇及び研修計画について